

施設会員の入会/登録について

年会費： 20,000 円で 5 名（代表者含む）までが基本登録です。
（6 名以上からは、1 名につき 4,000 円追加で登録可）

1. 施設代表者名、メールアドレスを必ずお知らせ下さい。
登録確認・年会費請求、会誌やニュースレター等の送付物は全て代表者の方へお送りいたします。また、会議等の連絡についてはメールにて送信しております。
2. 施設代表者の異動、登録者の変更等がございましたら、学会HP・各種届出ページの【施設登録変更届】に必要事項をご記載の上、事務局までメール添付、FAX、郵送にてご連絡下さい。
3. 年1回の学会会誌『在宅医療と内視鏡治療』等、発行物は施設代表者宛に 5 冊（追加登録のある場合には必要部数）お送りします。
4. 事務局からの連絡はすべて施設代表者宛にご通知させていただきますので、代表者から登録者へご周知をお願いいたします。
5. 施設会員は1施設あたり5名までの会員（代表者を含む）を登録することが可能です。
登録施設（科）で6名以上の登録を希望される場合には別途申請が必要です。「入会申込書」・「登録変更届」に必要事項をご記入の上、お申込下さい。
6. 現在個人会員の方を施設会員へ登録変更することも可能です。
ただし、今までの個人会員への会誌配布、連絡は一切なくなりますのでご了承下さい。
7. 年会費は、年度初めの 8 月 1 日の在籍状況により請求書を発行・請求させていただきます。
8. その他ご不明の点がございましたら、事務局までお問い合わせ下さい。